

むつみ

第41号 平成7年1月31日



観月台地区(国見町)

福島県土地改良団体職員連絡協議会

目

次

一、就任挨拶……………安達疏水土地改良区

森 久

二、平成六年度総会開催

会長挨拶

永年勤続職員

三、平成六年度役員合同会議開催

四、職員業務研修会

五、在職三十年を迎えて……………福島県土地改良事業団体連合会

渡辺敏雄

六、二十年を顧みて……………河東町土地改良区

大竹きよ子

七、ふりかえって……………湊土地改良区

川島ヒサ子

八、職員連絡協議会規約

就任挨拶

安達疏水土地改良区 森

久

野山の緑萌え立ち、身も心も清々
しくなる好季節を迎えました。

会員の皆様方には、厳しい農業情勢の中で、土地改良業務にご努力されておりますことに対し深く敬意を表し、感謝を申し上げます。

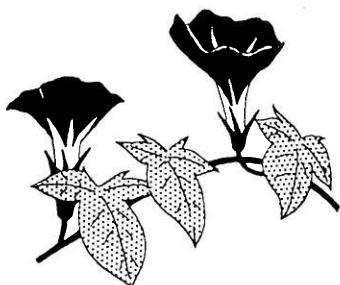
不肖、私が昨年七月十三日の総会におきまして、会長に選任されました。が、もとより浅学非戈であり、その器ではございませんが副会長さんをはじめ役員、会員の皆様方のご指導をいただきながら務めて参りたいと存じますのでよろしくお願ひを申します。

近年、我が国の農業をとりまく状況は国際化と国際協力の荒波を受け、極めて厳しいものとなつております。農家の方々の意識の改革、そして一部の農業離れの中での土地改良区の運営は容易ではない現状ですが、我々職員は、あらゆる英知と力を結集し、この職員連絡協議会を更に発展させ、土地改良区の使命であります農家を

守るための環境の整備と農家経営の安定に尽力しなければならないと考えております。今後の会員の皆様方の御協力を重ねてお願いを申し上げます。

最後になりましたが、佐原前会長

さんはじめ、退任されました役員の方々の御功績と御労苦に対し、心から感謝を申し上げ挨拶といったします。



平成六年度総会開催

本協議会の平成六年度総会は、去る七月十三日十三時三十分より郡山市磐梯熱海温泉「ホテル華の湯」において開催された。

総会は会長挨拶の後、左記の方々が永年勤続職員として表彰と記念品が贈られた。

会長挨拶

本日、ここに平成六年度通常総会を開催致しましたところ、ご来賓の方々にはご多様中にもかかわらず、ご臨席を賜り心から厚く御礼を申し上げます。

また、会員の皆様方には何かとお忙しい中多数ご出席をいただき、盛会裡に開催できることは本協議会はもとより、土地改良事業の推進のため誠にご同慶に堪えないところであります。

本日の総会におきましては、永年勤続職員として安積疏水土地改良区、伊東豊美さん外二十四名の方々を表彰できますことは本協議会の最も喜びとするところであります。

次に、事業計画による昨年度の研修についてもうしあげますと、総会時の業務研修として土地連佐藤専務による「環境保全型農法及び第四次土地改良長期計画」と題して講演をお願いした外会津高田町薬師寺住職、筒井叡觀さんによる「いろ色な話」の講演を実施することが出来ました。今後も会員の要望に沿った研修を実施する計画でありますので、尚一層のご協力を賜ります様お願いする次第であります。

ご承知の通り農業農村は、農業生産性の向上を図るための基盤を整備するばかりでなく、自然環境の保全や農村の生活環境の改善を含めた健全で住みよい農村づくり、すなわち「水と緑の地域づくり」をめざし、ふるさとをより豊かで活力あるものへ、今後とも微力ながらお手伝いをしなければならないと考えております。

また、昨年は春以降の異常気象が続き近年まれに見る不穏、いもいち病の発生等、当地方でも戦後最悪の冷

害となり、まさに大自然の厳しさを見せつけられた年となりまして、農家経済に及ぼす影響は甚大だったことを認識しております。

農家関係者の強力なる阻止運動にもかかわらず、ついには緊急措置としてコメの輸入が行われてしまいました。又十二月にはガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意により稻作地帯や中山間地域の将来に暗い陰を残すこととなり先行きが大変心配されるところであります。幸い稻作の草丈は現在のところ、大変良く多収が期待されるところであります。

この機会に、我々一人一人が農業農村整備事業について「新政策」や「ふくしま新世紀プラン」の具体的な実現に向けて、昨年策定された「第四次土地改良長期計画」に沿つて今後とも積極的に推進していく必要があります。

本日の総会には、平成五年度決算報告案件をはじめ、七件の議案を提出しております。慎重にご審議頂き円満に議事が終了出来ますようお願ひを申し上げご挨拶と致します。

所屬団体名	氏名
安積疏水土地改良区	伊東 豊美
白河市土地改良区	鈴木 登
表郷村土地改良区	穂積 敏男
泉崎村土地改良区	小室美智子
戸ノ口堰土地改良区	秋山恵美子
河東町土地改良区	大竹きよ子
原町市土地改良区	安達 裕子
鹿島町土地改良区	袖原 道子
飯館村土地改良区	遠藤たか子
磐城小川江筋土地改良区	斎藤 隆一
多田 隆一	松本 浩子
吉田 浩子	川島 守
遠藤たか子	佐々木あさ
斎藤 隆一	尾形 道雄
多田 隆一	遊佐ゆきえ
吉田 浩子	
佐々木あさ	
尾形 道雄	
遊佐ゆきえ	
福島県土地改良事業団体連合会	
以上 17 名	

所屬団体名	氏名
会津若松市湊土地改良区	大竹 正夫
雄国山麓土地改良区	川島ヒサ子
福島県土地改良事業団体連合会	福地 栄二
"	鈴木 範之
以上 5 名	松浦 孝義

合計		福島県土地改良事業団体連合会	所屬団体名
名	名	角田弘	氏名
高橋	渡辺敏雄	高橋	渡辺敏雄
功二		功二	

続いて議長選出に移り、東根堰土地改良区菅野常雄氏を選出し、挨拶

任期は平成六年八月一日より平成八年七月三十一日迄。

の後平成五年度事業報告他規約の一部改正迄を議題とし質疑の結果原案のとおり決定された。

平成六年度役員合同会議開催

平成六年度本協議会の役員合同会議を六月十三日（水）土地連会議室において開催された。

最初に佐原会長より挨拶の後、次の本年度総会提出議案が提案され各項について協議した。

- (1) 平成五年度事業報告について
- (2) 平成五年度収支決算承認について
- (3) 平成六年度補正予算について
- (4) 平成七年度事業計画案について
- (5) 平成七年度収支予算について
- (6) 平成七年度会費、協賛金の額及び徴収の方法について
- (7) 規約の一部改正について
- (8) 役員改選について
- (9) 平成六年度総会の開催について
- (10) その他の

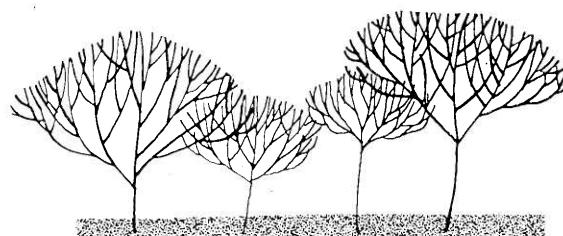
以上の件について協議した結果、平成六年度総会を平成六年七月十三日とし中通り方部に於て開催することとした承された。

職員業務研修会

本協議会研修会は総会終了後同所において安積疏水土地改良区根本事務局長の「安積疏水について」の題で講演をお願いし明治より現在迄の

安積疏水の歴史について研修した。

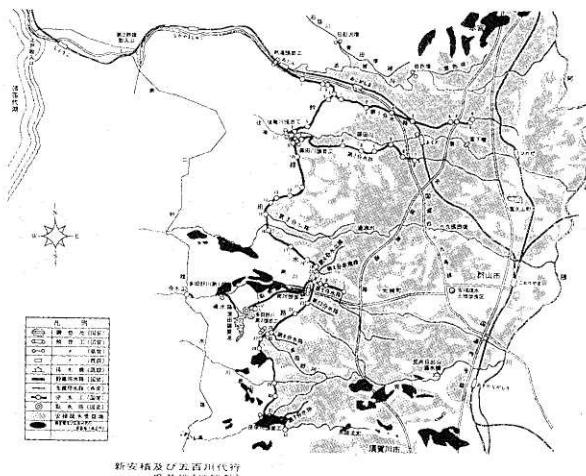
翌十四日は現地研修として安積疏水資料館を見学し午前十時総会及研修会を終了した。



安積疏水の現状（平成5年4月現在）

○地 稲 西 植	9,210ha	（田端水 6,944 新安積 1,983 五百川 182 上戸 101）
○組 合 員 数	9,411人	（田端水 7,138 新安積 2,039 五百川 211 上戸 103）
○かんがい区域	2市3町1村	郡山市 須賀川市 木町町 猪苗代町 長沼町 岩瀬村
○管 理 机 構	2836km	おまそ 530km
○組 織		
イ、議決機関	総代会	総代 89名
ロ、執行機関	理事会	理事 19名
ハ、監査機関	監事会	監事 3名
ニ、監査機関	総務課	総務課、経理課、工務課、水利課、換地課評議、企画各委員会
ホ、事務局	2部6課制	総務課、総務課、経理課、財務課、企画各委員会
		技術部 工務課、水利課、企画課

安積疏水地区平面図



代河からの疏水事業を図ることが急がれた。

◎磐梯山の噴火（明治21年7月）

明治21年3月頃より引難を受け、7月に磐梯山が大噴火し、山麓には甚大な被災者を蒙った。河川が阻塞し松原・秋元・小日向の各町が没出したため、猪苗代湖の水位は大幅に減少をみた。これに伴う十六橋水門での水位調節の努力は意外な各方面から反対を呼んだ。即ち周囲が地盤からの「減水運動」がそれである。問題は湖水利用権をめぐる抗争の発端となつたが、同時に湖を一大貯水池として高度利用を図る「湖面低下工事」への依拠となるものだった。

◎ファン・ドールンの銅像を建立（昭和6年10月）

疏水事業の功労者ファン・ドールン氏の功績をたたえ、関係者によって十六橋水門前に銅像を建立した。

この銅像は、戦時下に捐出された絶命になる運命にあったが、戦後常設委員会は、本部に気付かずそのまま原寸から銅像を下し、土に埋め置いた。戦後取り起し再現されたものである。

「かくされたオランダ人」で全国的な話題となり、日本開拓に果した役割は大きいくとも銅像を語れる人が多い。

◎湖面低下（昭和15年1月）

発電の増強を企図した東京電力株式会社では、既に大正時代から猪苗代湖



十六橋水門前のファン・ドールン銅像

利用水量の増加（湖面低下）計画を進めていた。だが当時一部の猛烈な反対にあり、また電力過剰時代とも重なり計画は頓挫せんぐられた。その後実現が再検討されたのは、2.26事件・日露事変・ノモハム事件と続く昭和十年代前半の緊迫した時代を背景としてのことだった。昭和15年、本組合では東京電力と湖面低下に関する契約を締結、ここに從来の利用水量は0.96mから一躍3.24mへと増大し、猪苗代湖は一滴の水も無くなるまでさへ大貯水池と化すに至った。同事業の実現で取水量を増加させた本組合では、1,127haの新規開拓と418haの用田の補給を計り、飯盛湖へ向けて開拓した。なお疏水開拓事業として起工したが、後に開拓事業となりこれを県が代行した（代行五百川右岸農業水利改良事業）。35年には五百川土地改良区を設立し開拓事業を実施した。竣工は39年である。総工費2億2千万円、水路延長25km、開田面積は159haに及んだ。

◎五百川左岸開拓建設事業（昭和22年～昭和39年）

昭和22年に県営開拓建設事業として起工したが、後に開拓事業となりこれを県が代行した（代行五百川右岸農業水利改良事業）。35年には五百川土地改良区を設立し開拓事業を実施した。竣工は39年である。総工費2億2千万円、水路延長25km、開田面積は159haに及んだ。

あ さ か そ す い 地域を潤す、安積疏水

富山県の600haを100haに
安積疏水土地改良区
電話0761-22-1392
FAX 0761-22-1393

— 安積疏水の沿革 ——

安積地方（現郡山市）は、年間雨量1,200mmに未だない乾燥とした原野で、水面に乏しく農業の発展が遅れ、水利開發の遅れが原因で旱魃が頻繁に発生する。昭和6年冬に高畠の災めにより二本松藩主が入植し、地元商業資本による開拓が設立され、地勢を造り開拓を進めていた。数年にして100haの開拓が実現し、入植者による桑野村が誕生した。

明治天保の御道筋に先立ち、明治9年郡山に勤務した内務省大久保利通は、この開拓を關注の眼にし、福島県典事官修政院の視察に大いに心を動かした。当時の政府は、薩摩藩民により失業した余波の相次ぐ旱魃と、困窮する農家を救済せねばならぬとの観点から、士族の開拓地としてこの地が有視察され、九州久留米藩主など令臣100戸500戸を入植させるためにも、郡山西方20kmに位置する猪苗代湖の水利開拓をかねて一大事業が急がれていた。猪苗代湖の水は阿賀野川を流れ日本海に注いでいるが、この水を奥羽山脈が捉えたトンネルで東へ流し、郡山盆地まで130kmを走る事業であった。

明治11年オランダ人技師ファン・ドールンを現地に派遣し、猪苗代湖から安積野原野一帯の調査を行った。政府は湖の水位が低くても湖を直接利用している会津地方の戸口堰・喜連川の用水に支障なく、かんがい用水を確保する根柢の分分析を依頼し、湖をダメにする安積疏水事業の招きが切れたのである。

明治12年、田舎の農業水利事業第1地区として着手され、喜連川・猪苗代湖へ水を供する山潟水門が建設され、隧道、架橋等、延々85万の労力と総工費40万円（現在約40億円）によって130kmに及ぶ水路工事が3年で完成した。

明治13年、水路落差を利用した水車に利用されるなり、現在も喜連・竹之内・丸守の3発電所に供用されている。



日本の送電技術が開発された上野発電所

このようにして安積疏水は、荒野を田園に一変させると共に、電力を利用され、都市用水を供給するなど地域経済発展の原動力となり、一帯の郡山は一歩紀奈にして元気八百有する、東北の中核都市へ発展した。

昭和14年から28年にかけて田舎農業水利事業が実施され、調整池の新設、施設の近代化や集中管理体制が整備された。あわせて県営かんがい排水事業の実施により、安積疏水の施設は面目を一新し現在に至っている。

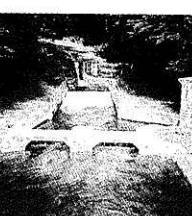
◎開墾のはじまり（明治6年4月）

奥州街道の一宿場であった郡山は「安積3万石」といわれながらも、用水不足から開拓の履歴に比べ荒涼たるもので、当地に豊かな水をもたらすと懇心した人物には、二本松藩主・井手折の名前があった。この選定により安い電気を求めて、勧請会議等が続々と誕生し、工業化が進み、商業が盛んになり郡山は急速に発展した。やがて水道用に不足が来たし、明治11年河水不足の一部が供給されることになり、一時は工業用水にも利用され、今日の豊栄の基礎が築かれた。

このようにして安積疏水は、荒野を田園に一変させると共に、電力を利用され、都市用水を供給するなど地域経済発展の原動力となり、一帯の郡山は一歩紀奈にして元気八百有する、東北の中核都市へ発展した。

明治16年、仙台忠興事中候政使は、二本松藩主の入植と開拓業者を説得し、開拓事業に着手せんとして100ha余の開拓ができた。この地を訪れた大久保利通は、この開拓の成功と桑野村の誕生を見て大いに心を動かした。当時の政府は、失業した武士の相次ぐ反乱が起り、士族暴挙と桑原義典の解任決議として全國から500戸の出兵を承認され、猪苗

◎新安積開拓建設事業（昭和23年～昭和40年）



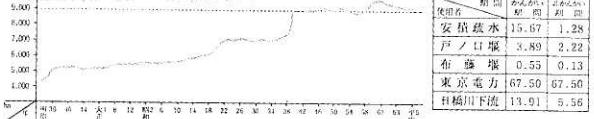
猪苗代湖水門開拓方面に於ける

豊饒開拓の時代を反映し、従来の疏水路ではまかないきなかった区域に対する開拓の実験が試みられた。昭和16年、農地開拓協同による農地改収事業として新たな幹線水路の建設を開始した。だが資材不足のために一旦中止となり、その後新たな設計変更を経てから森林省着手の開拓事業として再開された。かんがい区域は主に猪苗代川方面で、その後の混定期に入ると、森林改収を実施するための新安積土地改良区が設立し、付帯事業も含め昭和40年の事業完了である。総事業費27億円、水路延長29km、開田面積1,510ha、圃場整備1,130haの事業だった。なお従来の疏水路からの分水方式を採用したため、分水口に至る上流部水路の規模の検討を余儀なくされた。この結果山斜面人口にかかって、灌漑取水方式による上戸駅入り口の建設となり、昭和37年に完成した。

◎水利権の確定（昭和43年3月）

昭和43年、東京電力株式会社との間で猪苗代湖取水水量についての協定を締結した。45年には建設大臣から水利使用の許可があり、ここに水利権が確立した。本区の年間取水水量は1億6292万m³で、かんがい別最大取水水量は15.67m³/s、非かんがい別は1.28m³/sとなった。

◎安積疏水かんがい面積推移グラフ



◎国営安積疏水地区農業水利事業（昭和45年～昭和57年）



農田 育苗池

老朽化劣化した施設の整備によって灌漑能力の安定を図り、併せては堤防整備による農業經營の安定を目指すため、昭和48年に着手となった事業である。主な事業内容は、アースダムとしては建設我が第一の深田調整池（有効貯水容量804万m³）の新設、頭首工7ヶ所の新設改修、それに44.5kmに及ぶ幹線水路の改修がある。また上戸駅入り口を補修するとともに管理センター建設によるコンピュータ一操作システムも導入した。147戸内の事業者で完成は57年である。この年は最も多く灌漑池開拓の年と合致した。

在職三十年を迎えて

福島県土地改良事業団体連合会 渡辺敏雄

土地改良団体職員連絡協議会の総会において、去る七月十三日、永年勤続表彰をいただきました。昭和三十八年に入会、気がつけばもう五十歳、はやいものです。

振り返ってみると、当時建物はレンガ色の木造平屋建、周囲は田畠が多く、人家は、まばらに点在していましただけのまだ田舎のたたずまいをしていました。職員数は、男女合わせて約四十人程度、前期の半年間は現場で測量等を行ない、後期の半年間は内業、図面作成、設計積算を担当していました。職員数は、男女合わせて約四十人程度、前期の半年間は現場で測量等を行ない、後期の半年間は内業、図面作成、設計積算を担当していました。職員数は、男女合わせて約四十人程度、前期の半年間は現場で測量等を行ない、後期の半年間は内業、図面作成、設計積算を担当していました。職員数は、男女

仕事にも自然と身が入り、毎日楽しく専念することが出来ました。福島県の農業基盤整備等が進むにつれて本会の業務量は増大し、ますます職員は増え、昭和六十三年五月には、TUFに隣接した現在の場所へますますりっぱに建設されたのです。しかし、昭和六十年頃から、諸般の事情により農業を取り巻く環境が一変し、私達の努力がより一層必要となつてまいりました。そのためには土地連携の技術力向上と関係各機関の御協力を得られる様により一層の努力をしてまいりました。

私は在職三十年を迎えることが出来たのは、ひとえに周りの皆様方の御指導と御協力があつたからだと思います。本当に感謝しております。

昭和四十六年三月には、福島市野田町に鉄筋の一部四階建で移転しました。当時としては近代的な建築物であり、職員も倍の約八十人に増え、業務内容も計画書作成から工事用の実施設計まで委託されるようになりました。この頃が土地改良事業の最盛期といえるのではないでしょうか。

三十年を顧みて

河東町土地改良区 大竹きよ子

勤続二十年、ピンと来ない数字であるが、入った時から計算してみると間違いない数字であった。

改良区に入った当時は、役場から

の出向職員が中心になって仕事が進

められていた。ある時、突然出向職員引揚げ、同時に事務局長の退職、

改良区にとつて大変な転機を迎える

てまいりました。そのためには土地連携の技術力向上と関係各機関の御協力を得られる様により一層の努力をしてまいりました。

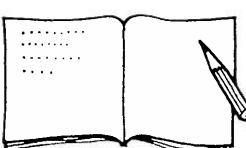
私は在職三十年を迎えることが出来たのは、ひとえに周りの皆様方の御指導と御協力があつたからだと思います。本当に感謝しております。

昭和四十六年三月には、福島市野

田町に鉄筋の一部四階建で移転しました。当時としては近代的な建築物であり、職員も倍の約八十人に増え、業務内容も計画書作成から工事用の実施設計まで委託されるようになりました。この頃が土地改良事業の最盛期といえるのではないでしょうか。

昭和四十六年三月には、福島市野田町に鉄筋の一部四階建で移転しました。当時としては近代的な建築物であり、職員も倍の約八十人に増え、業務内容も計画書作成から工事用の実施設計まで委託されるようになりました。この頃が土地改良事業の最盛期といえるのではないでしょうか。

昭和四十六年三月には、福島市野田町に鉄筋の一部四階建で移転しました。当時としては近代的な建築物であり、職員も倍の約八十人に増え、業務内容も計画書作成から工事用の実施設計まで委託されるようになりました。この頃が土地改良事業の最盛期といえるのではないでしょうか。



ある。自分の事しか考えない言いたい放題の人でも、やはり救済の道は開かなくてはいけない。しかし一つの仕事を成し遂げた時は、辛かったこと、 苦く専念することが出来ました。福島県の農業基盤整備等が進むにつれて本会の業務量は増大し、ますます職員は増え、昭和六十三年五月には、TUFに隣接した現在の場所へますますりっぱに建設されたのです。しかし、昭和六十年頃から、諸般の事情により農業を取り巻く環境が一変し、私達の努力がより一層必要となつてまいりました。そのためには土地連携の技術力向上と関係各機関の御協力を得られる様により一層の努力をしてまいりました。

私は在職三十年を迎えることが出来たのは、ひとえに周りの皆様方の御指導と御協力があつたからだと思います。本当に感謝しております。

昭和四十六年三月には、福島市野

田町に鉄筋の一部四階建で移転しました。当時としては近代的な建築物であり、職員も倍の約八十人に増え、業務内容も計画書作成から工事用の実施設計まで委託されるようになりました。この頃が土地改良事業の最盛期といえるのではないかでしょうか。

昭和四十六年三月には、福島市野

田町に鉄筋の一部四階建で移転しました。当時としては近代的な建築物であり、職員も倍の約八十人に増え、業務内容も計画書作成から工事用の実施設計まで委託されるようになりました。この頃が土地改良事業の最盛期といえるのではないかでしょうか。

ふりかえつて

湊土地改良区 川島ヒサ子

(ウワーザツ!)

初めて目の当たりにした悠然たるダムの光景は、当時の感動ともつかぬ思いとともに、今でもはつきりと私の脳裏に焼きついています。

今から二十二年前、昭和四十七年五月の連休に帰省した私は、母に勧められて、実家より約一km程離れた完成したばかりの吉ヶ平ダムを見に行つたのです。子供の頃みた何の変哲もなかつた山合に、満々と湛えられたダムの雄大なこと、漫然と見に来た私は、思わず歎声をあげてしましました。

のちに、その吉ヶ平ダムを管理する土地改良区に勤務することを、その時想像しただらうかなどとは、言ふに及びません。

それから七年後、家庭の事情で東京を後に田舎へ戻ってきた私は、昭和五十八年四月、湊土地改良区設立三十周年という記念すべき年に勤務いたしました。

そして、あゝと言う間に十年間が過ぎ、このたびの受賞の運びとなり、感激と共に振り返ると、この仕事との縁たるものを感じます。

昨年は、戦後最大といわれる大冷害に見舞われ、一粒の米すら収穫できなかつた湊地区も今年は一転して百年に一度と言う干ばつとなり、わや二年連続の凶作となるのでは」と言う周囲の不安を退き、吉ヶ平ダムの存在の大きさを改めて認識させられました。自然に左右される農業の難しさ、それゆえやり甲斐があるといえるこの仕事に従事している私達は、いつも組合員の立場に立つて、今後の土地改良事業に取り組んでいきたいと思います。



職員連絡協議会規約

次のとおりとする。

県北 二名 県中 二名

県南 二名 会津 五名

南会津 一名 相双 二名

いわき 一名 土地連 三名

3 第一項の監査員の定数は、中通り(県北・県中・県南の各管内に属する地域)、会津(会津・南会津の各管内に属する地域)、浜通り(相双・いわきの各管内に属する地域)の地域毎に各一名とする。

3 幹事は幹事会を構成し、この会の運営に関する重要な事項を審議執行する。

4 監査員はこの会の業務及び会計の状況を監査し、その結果を幹事会及び総会に報告し、意見を述べなければならない。

5 代表監査員は、監査員会を代表し監査業務全般を総理する。

6 連絡員は、管内の業務を処理する。

第三章 会議

第九条 この会に幹事会に諮って、顧問及び参与若干名置くことができる。

第十条 この会の会議は、総会、幹事会及び監査員会とする。

第十一條 総会は、最高の議決機関とし、年一回七月に会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時にこれを招集することができる。

第十二条 削除

(総会の付議事項)

第十三条 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

第一章 総則

目的

第一条 この会は、会員が誠実と愛情を基本として提携融和し、土地改良事業の発展に寄与することが職員の身分と社会的地位の向上を図る最も適切なる方途であることとを確認し、その実現に必要な活動及び事業を行うことを目的とする。

名称及び事務所

第二条 この会は、福島県土地改良

団体職員連絡協議会を称し、事務所を福島県土地改良事業団体連合

会(以下「土地連」という)内に置く。

第二章 役員

(役員)

この会の連絡所を置く。

第五条

この会に次の役員を置く。

第六条

この会は、福島県内の土地改良団体に勤務する職員で、この会に加入した者をもつて組織する。

第七条

この会は、福島県内の土地改良団体に勤務する職員で、この会に加入した者をもつて組織する。

第八条

この会は、福島県内の土地改良団体に勤務する職員で、この会に加入した者をもつて組織する。

第九条

この会は、福島県内の土地改良団体に勤務する職員で、この会に加入した者をもつて組織する。

第十条

この会は、福島県内の土地改良団体に勤務する職員で、この会に加入した者をもつて組織する。

第十一条

この会は、福島県内の土地改良団体に勤務する職員で、この会に加入した者をもつて組織する。

第十二条

この会は、福島県内の土地改良団体に勤務する職員で、この会に加入した者をもつて組織する。

2 前項の幹事の各管内の定数は、

3 幹事は幹事会を構成し、この会の運営に関する重要な事項を審議執行する。

4 監査員はこの会の業務及び会計の状況を監査し、その結果を幹事会及び総会に報告し、意見を述べなければならない。

5 代表監査員は、監査員会を代表し監査業務全般を総理する。

6 連絡員は、管内の業務を処理する。

7 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

8 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

9 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

10 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

11 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

12 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

13 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

14 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

15 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

16 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

17 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

18 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

19 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

20 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

21 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

22 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

23 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

24 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

25 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

26 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

27 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

28 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

29 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

30 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

31 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

32 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

33 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

34 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

35 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

36 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

37 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

38 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

39 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

40 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

41 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

42 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

43 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

44 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

45 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

46 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

47 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

48 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

49 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

50 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

51 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

52 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

53 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

54 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

55 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

56 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

57 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

58 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

59 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

60 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

61 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

62 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

63 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

64 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

65 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

66 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

67 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

68 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

69 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

70 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

71 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

72 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

73 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

74 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

75 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

76 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

77 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

78 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

79 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

80 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

81 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

82 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

83 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

84 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

85 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

86 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

87 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

88 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

89 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

90 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

91 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

92 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

93 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

94 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

95 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

96 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

97 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

98 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

99 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

100 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

101 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

102 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

103 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

104 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

105 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

106 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

107 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

108 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

109 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

110 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

111 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

112 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

113 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

114 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

115 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

116 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

117 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

118 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

119 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

120 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

121 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

122 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

123 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

124 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

125 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

126 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

127 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

128 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

129 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

130 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

131 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

132 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

133 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

134 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

135 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

136 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

137 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

138 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

139 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

140 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

141 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

142 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

143 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

144 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

145 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

146 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

147 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

148 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

149 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

150 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

151 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

152 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

153 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

154 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

155 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

156 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

157 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

158 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

159 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

160 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

161 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

162 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

163 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

164 副会長は会長を補佐し、会長事務を代理する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定、変更

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 規約の設定、変更

(4) 会費の額及び徴収方法

(5) 役員の選出

(6) 解散

(総会の議決方法等)

第十四条 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

2 議長は、総会において選任する。
(幹事会の招集)

第十五条 幹事会は、会長が必要の都度これを招集する。

2 幹事会の議長は、会長がこれにあたる。

(幹事会の付議執行事項)

第十六条 幹事会は、次の事項を付議執行する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会で議決した事項の執行

(3) 総会の議決を要しない軽微な事項の執行

2 会長は、緊急の場合幹事会に代えて、書面又は口頭で幹事の意見を求めることができる。
(幹事会の議決方法等)

第十七条 幹事会の議事は、幹事総数の半数以上が出席し、その過半

数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(監查員會)

第十八条 監査員会は、必要な都度
代表監査員がこれを召集する。

監査員会は、監査計画、その他

必要な事項を付議する。

第四章 經費

(經費)

第十九條 この会の経費は、会費・贊助金及びその他の収入をもって

これに充てる。ただし、会費の額

及び徵収方法は、総会でこれを定める。

年
度)

第二〇条 この会の年度は、毎年四月一日に始まり三月三一日に終つ

月二日は如き月二日は繰り

第五章 補則

細則委任

二二一条 この規約に定めるものの
ほか、二の六の事項の凡て二問

ほかこの会の事業の執行に関し
必要な細目は会長が別にこれを定

める。

二二二条 事務局等 この会の業務を処理する

ため事務局を置く。

事務局には、事務局員・書記及

(3) 前項の職員は、会長が幹事会に諮つてこれを任免する。

附 則

この規約は、昭和五二年二月二八日から施行する。

この規約は、昭和五八年一月一日から施行する。

この規約は、昭和五八年六月三日から施行する。この規約は、平成六年七月十三日から施行する。

(被表彰候補者の推薦の方法)

第三条 被表彰候補者の推薦は、所属団体の長が行い職歴書を添えて毎年五月三一日までに会長に提出する。

2 会長は、提出された推薦書に基づき幹事会の意見を聞いて選考する。

(雜 則)

第四条 表彰は、毎年総会において行う。

附 則

第一条 この会は、会員で県内の土地改良事業に功績のあった者を表彰して、土地改良事業の向上発展に寄与する。

(表彰の基準)

第二条 前条の規程により表彰される者で、土地改良事業の実施推進又は、土地改良区の業務運営に尽力し優秀な成績を納めている功劳者とする。

(1) この会員で、団体の職員として一〇年以上勤務した者

(2) この会員で、団体の職員として二〇年以上勤務した者

(3) この会員で、団体の職員として三〇年以上勤務した者

(4) 前各号のほか、特に抜群の成績を挙げた者

“土地改良事業に関する業務は 土地連がお手伝い”

土地改良事業を行う会員の協同組織である県土地連は、土地改良事業の適切、かつ、効率的な運営の確保及びその共同の利益を増進することを目的とし、誠心誠意をもって、次に掲げる事業をお手伝いしております。

1. 技術的援助

- (1) 測量調査設計 (2) 実施・変更・出来型設計及び施工管理 (3) 確定測量
- (4) 換地計画及び登記申請書作成等の受託

2. 相談及び指導

- (1) 土地改良事業に関する相談及び農業基盤整備資金に関する指導
- (2) 土地改良管理指導センター・土地改良施設の管理に関する技術的な診断、指導
 - 土地改良施設維持管理適正化事業に関する助言、指導
- (3) 換地センター
 - 土地改良事業に関する換地事務の推進
- (4) 農村総合整備センター
 - 農村総合整備事業の啓蒙普及及び技術の向上、指導

3. 電算処理

- (1) 土地改良事業工事費積算業務 (2) 換地業務設計及び経費積算 (3) 確定測量業務
- (4) 水文 (5) 水収支 (6) 土地改良区の賦課業務 (7) 各種土量計算



福島県土地改良事業団体連合会

会長 佐藤 栄佐久

〒 960 福島市南中央三丁目36番地
TEL 福島 (0245) 35-0371 (代表)
FAX 福島 (0245) 35-1200